

## 静岡市経済局農林水産部公共事業再評価実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市経済局農林水産部が所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金又は交付金の交付を受けて実施する公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。以下「事業」という。）の再評価を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の再評価)

第2条 事業の再評価は、事業の採択後に長期間が経過している場合に行うものとし、事業の継続に当たっては、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合にあっては、事業を休止し、又は中止をするものとする。

### (再評価の対象となる事業の範囲)

第3条 再評価の対象となる事業は、事業の採択の日から10年を経過した日において継続中（当該事業に着手済みであり、かつ、その成果の全部又は一部が供用に至らない状態をいう。以下同じ。）である事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業農村整備に関する事業
- (2) 林道整備に関する事業
- (3) 漁港及び漁港海岸の整備に関する事業

### (再評価の実施年度及び結果等の公表)

第4条 事業の再評価は、原則として事業の採択の日から起算して10年を経過した日の属する年度に実施する。ただし、事業の計画の変更、自然災害の発生、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が必要があると判断したときは、市長が適当と認める年度に再評価を実施することができる。

2 所管課は、再評価の結果、対応方針等の結論及びその経緯等について、公表するものとする。

### (再評価の方法及び視点)

第5条 所管課は、事業ごとにその手法及び基準を別に定めることによって、事業の再評価の方法を決定するものとする。

2 前項の基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について検討しなければならない。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業の採択時の費用対効果分析の要因の変化

(4) コスト縮減、代替案の立案等の可能性

(事業の再々評価)

第6条 事業の再々評価は、再評価の実施後5年を経過した日において継続中である事業について行うものとする。

- 2 再々評価の実施時期は、原則として再評価の実施後5年を経過した日の属する年度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自然災害の発生、社会経済情勢の急激な変化等により、市長が検討を行った結果、市長が必要と認める場合には、適切な時期に再々評価を実施する。
- 4 再々評価の結果等の公表については、第4条第2項の規定を準用する。

(関係資料の保存)

第7条 市長は、再評価又は再々評価を実施するに当たり、費用対効果の分析を行った場合は、原則として、事業の事後評価を実施する時まで当該分析に係る関係資料を保存するものとする。

(公共事業評価委員会)

第8条 事業の再評価の実施に当たり、第三者の意見を求めるため、静岡市公共事業評価委員会を設置する。

- 2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年度に実施する再評価から適用する。